

第26回 地方分権改革有識者会議
第45回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成28年9月6日（火）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、小早川 光郎座長代理、市川 晃議員、後藤 春彦議員、勢一 智子議員、谷口 尚子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、大橋 洋一構成員、小早川 光郎構成員、勢一 智子構成員、野口 貴公美構成員、野村 武司構成員（小早川光郎構成員と勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕山本 幸三内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、松本 洋平内閣府副大臣、務台 俊介内閣府大臣政務官、西川 正郎内閣府事務次官、武川 光夫内閣府審議官、境 勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田 信孝内閣府地方分権改革推進室次長

議題：平成28年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから第26回地方分権改革有識者会議・第45回提案募集検討専門部会合同会議を開催したいと存じます。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、秋来ぬとはいえお暑い中を御参集いただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼を申し上げますところでございます。

本日は御公務大変お忙しいところ、新たに御就任されました松本洋平副大臣、さらに務台俊介大臣政務官にも御臨席いただいております。本当にどうもありがとうございます。

さらに、11時40分ごろ山本幸三大臣にもお越しいただける予定になっております。御承知おきいただければと存じます。

議員及び構成員の出席状況を御報告させていただきます。有識者会議の森議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。平井議員は遅れて御出席いただけたということでございます。

それでは、会議の開催に先立ちまして、松本副大臣からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（松本内閣府副大臣） どうも皆さんおはようございます。このたび地方分権改革を担当いたします内閣府副大臣を拝命した松本洋平です。

委員の皆様方におかれましては、地方分権改革推進のために日々御尽力を賜っておりますことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

本日は、8月初めに公表いたしました関係府省からの第1次回答の状況を踏まえまして、今後の進め方などについて御審議いただきたいと考えております。これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでには至っていない事項もありますので、調整を加速化させていく必要があるものと考えております。地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様におかれましては、なお一層御尽力をいただきますように、心からお願いを申し上げます。

また、この地方分権をしっかりと進めていくことによって、現代に見合った国の形というものをつくり上げていくことは、これからの日本の将来にとりましても極めて重要な課題であると認識をしております。

どうぞ皆様方には忌憚のない御意見、御議論をしていただきながら、ぜひこの地方分権をさらに一層加速化して進めていただきますよう、心からお願いを申し上げます。

本日も活発な御議論をお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

引き続きまして、新たに御就任されました務台大臣政務官からも御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(務台内閣府大臣政務官) 皆さん、おはようございます。担当の政務官を拝命いたしました務台俊介と申します。

私は実はこの会合の前身と言うべきなのではないでしょうか、地方分権推進委員会事務局の参事官をしていたことがありまして、そのときに神野先生、小早川先生、高橋先生には大変御指導をいただいてありがとうございました。また、昔の役所の自治省というところにおり、地方消費税を事務的につくらせていただいたこともありまして、分権改革には思い入れが強いと自分では思っております。今回担当をさせていただくということで、できるだけフォローをして、皆様方の議論が円滑に進むようにバックアップしていきたいと思っております。

いずれにしても地方分権改革は非常に大事なのですが、関係方面からの抵抗もまた非常に強い分野だと承知しております。いずれは憲法改正の1つの重要なテーマとして、分権の規定をどうするかということも議論になると思っておりますので、ぜひ実りの多い議論をしていただきたい。このようにお願いを申し上げます御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、万障繰り合わせてお越しいただきました松本副大臣は、御公務のためこれにて退席なされます。どうもありがとうございました。

(松本内閣府副大臣退室)

(神野座長) それでは、議事に先立ちまして、新たに就任されました構成員の方を御紹介させていただきたいと思います。

このたび野村武司獨協大学法科大学院法務研究科長に、提案募集検討専門部会の構成員に就任していただいておりますので御紹介をさせていただきたいと思います。

それでは、野村構成員から御挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。

(野村構成員) ただいま御紹介いただきました獨協大学の野村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

専門は行政法で、普段は情報公開とか個人情報保護にかかわることが多いと思いますが、近年、子育ての問題であるとか、いじめの問題であるとか、児童虐待の問題に自治体施策の面でかかわることが多くなっているように思います。

今回、専門部会で分権改革にかかわる問題について議論させていただきましたが、こういう形で地方分権が進んでいるんだということを非常に実感しているところです。微力ではありますが、力を尽くさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、最初に皆さんのお手元に配付してございます資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、本日の議事次第と配付資料の一覧表があるかと思います。

次に座席図と、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿がそれぞれ配付されているかと存じますので、御確認いただければと思います。

本体資料でございますが、資料1といたしまして「平成28年地方分権改革に関する提案募集重点事項」。

資料2「重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点」。

資料3は地方三団体からの資料でございますが、資料3-1が全国知事会資料、資料3-2が全国市長会資料、資料3-3が全国町村会資料となっております。

資料4「平成26年及び平成27年対応方針のフォローアップの状況」。

資料5は平井議員から御提出いただいている資料でございます。

最後に参考資料といたしまして1と2を添付してございます。御確認いただければと思います。

過不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと存じます。お手元の議事次第にございますように、本日の議事はこちらで準備いたしましたのは1つでございますが、(1)平成28年の提案募集方式等について御審議をいただければと思っております。

初めに、高橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況について御説明を頂

戴したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(高橋専門部会長) それでは、私より提案募集検討専門部会におきます検討状況について御報告を申し上げます。

部会におきましては、関係府省からのヒアリングを5日間及び地方三団体からのヒアリングを行いました。以下、これらのヒアリングの概要を御報告しました上で、今後の検討方針と進め方について御説明したいと思います。

まず関係府省との議論の状況につきましては、一定の議論の進展があったものの、現段階では対応が困難というものや、今後検討とされた回答も見られるところがございます。10月上旬からの第2次ヒアリングに向けまして、議論を加速させていきたいと考えてございます。

少し詳しく申し上げますと、関係府省との議論の状況は、昨年同様でございますが、大きく4つに分類できると考えております。すなわち検討の方向性が合致している事項、それから、検討の方向性が一部合致している事項、第3番目に検討の方向性は合致していないのですが、論点の共通認識は得られた事項。そして4番目に検討の方向性の合致や論点の共通認識すら得られていないという事項というものでございます。

以上の事項の概要につきまして、私より申し上げます。後ほど詳しく事務局からも御説明がございしますが、まず資料1をご覧ください。

①の検討の方向性が合致している事項の例としてピックアップをいたしますと、番号4をご覧ください。既存の住宅を寄宿舍に活用する場合に、階段基準を住宅と同じ基準に見直すというもの。それから、番号7の指定小規模の多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和。そして左のページにまいりまして番号27、地方公共団体が行う農業共済事業の義務付けの緩和などがございます。

第2番目の検討の方向性が一部合致している事項の例といたしましては、重点事項、左のページの一番上でございますが、19番、国定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣との協議の廃止。その下の重点事項22番、マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について情報連携の範囲を拡大するよう見直し。そして、さらに下の28番でございますが、70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化などがございます。

第3番目の検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得られた事項の例といたしましては、左側でございますが、8番の他の自治体において退職した職員に係る再任用事項の規制緩和。重点事項の16番、都道府県が行う「放課後児童支援員の認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等。そして右のページでございますが、29番のマイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止などがございます。

最後に、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていないという事項につきましては、例えば左のページの3番目、防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設

置する場合における建築基準法の規制緩和という事項。それから、重点事項10でございますが、子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直しなどが挙げられると考えております。

なお、関係府省からのヒアリングの際には、部会としての考え方を提示させていただきまして、関係府省には今後引き続きの御検討を依頼しているところでございます。

次に全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングにつきましては、資料3がございますので、そちらの概要をご覧いただきたいと思っております。詳しくは御説明申し上げますが、各団体からは提案募集方式による取組に対する評価と大きな期待が寄せられたと受け取っております。その上で今回の提案事項全般に関しまして、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な提案を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての指摘もございました。これからこれらの御指摘等も踏まえまして、検討を進めていきたいと考えております。

今後の部会におけます検討方針としては、まず検討の方向性が合致している事項や検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に制度改正等に向けた検討をお願いするとしております。これとともに内閣府及び関係府省において関係地方公共団体の意向確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行っていききたいと考えております。

2番目でございますが、検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項につきましては、関係府省からさらなる検討の結果について御報告をいただけるものと思っております。そのような状況もお聞きしながら、部会としても対応方針について検討してまいりたいと考えております。

第3番目でございますが、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項につきましては、再度、関係府省に対しまして専門部会としての考え方や論点を明確にお示しするという事。そして、さらなる検討をお願いした上で議論を深めてまいりたいと考えております。

以上の方針を前提としまして、今後の検討の進め方については、明日予定されているわけでございますが、内閣府から関係府省への再検討の要請の際に、あわせて資料2にございますが、再検討の視点を用意しておりますので、これを関係府省に対して文書にてお示ししたいと考えております。

関係府省におかれましては、それを踏まえまして9月20日火曜日までに御回答いただくことを考えております。

部会としては、関係府省の回答を踏まえまして、10月上旬より、例年のことでございますが、関係府省から重点的にヒアリングを行いまして、議論を詰めていきたいと考えております。

最後に、昨年もこの段階では検討の方向性が合致している事項は必ずしも多くはございませんでした。しかしながら、その後、最終的な取りまとめに向けまして関係府省と

課題を一つ一つ議論し、政務の御調整なども頂きながら数多くの提案を実現させ、実現に至りました。したがって、今年も同様に今後さらに論点を整理いたしまして、検討の方向性を見直していき、最終的には1つでも多く地方の提案が実現できるよう、部会としても努力してまいる所存でございます。

それでは、よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長からは、御苦勞をいただいております部会での検討状況等の御説明を頂いた上で、今後の方針、さらには今後の進め方についても御説明を頂戴したところでございます。

引き続き、事務局から重点事項に関わる各府省からの第1次の回答の状況、さらに再検討の視点等々につきまして御説明を頂戴します。横田次長、よろしく願いいたします。

(横田次長) それでは、事務局からまず資料2を御説明させていただきます。

横長の大きな資料でございますけれども、これは先だって御説明いたしました重点事項に沿いまして、それぞれに対しまして関係府省からの第1次回答はどういうものであったかということを見ん中の欄で、それから、一番右のほうに先ほどございましたような再検討の視点を整理したものを掲げてございます。

では、まず順次御説明させていただきます。

1番目でございます。公有地の拡大の推進に関する法律の手續に基づく、先買い制度により取得した土地には用途制限がかかっておりますが、長期保有している土地については利用制限が緩和できないか、住宅地などに転用できないかというものでございます。

これに対しまして国土交通省からの回答でございます。2つ目の○以降でございますけれども、この論点につきましては長期保有土地の有効活用を図るために、平成18年に用途制限の一定の緩和を認めているということで、宅地等として売却すること等についても認められており、そういう事例も確認している。さらにはそういった制度の周知等について、利用の促進を検討したいということでした。

これに対しまして再検討の視点でございます。まず全体の状況といたしましては1つ目の○でございますけれども、全国の土地開発公社が保有する土地、これは先買い制度で所有したものでございますが、まだ9割弱に当たるものが10年以上保有の土地になっているということでございます。国交省の回答にございました土地につきましては、これは主として大規模なまとまりになっている土地ということでありまして、現状、細切れで散在している土地についてはなかなか活用されにくいということで、塩漬け状態になっているということでございます。

昭和47年から社会情勢も大きく変化したということもございますので、住宅地への売買等も認め得るような形での法令改正を行うべきではないか、そういったことで議論を進めていきたいと考えております。

その下の2番でございます。これは都市公園に設置できる施設ということで、具体的には児童館、地縁団体の会館施設といったものが設置できないかというものでございました。これに対しまして関係府省からは児童館、地縁団体の会館施設についても政令上、設置することが可能であり、実際にそういう例もあるという回答がございました。

再検討の視点といたしましては、そういった形で実際に設置されている例があると言っても、こういった提案が出てきていることを考えますと、政令では読みにくいのではないかということ踏まえまして、具体的に政令等に明記するという形での対処が考えられないか、さらには、これは法律上の話にもなっておりますけれども、地方公共団体が設置する都市公園については、当該地方公共団体が条例でそういうことを定められることにしてもよいのではないかとといったような視点を掲げてございます。

次のページ、3番でございます。これは下水道の処理区域におきましては、水洗トイレとしなければいけないということでもありますけれども、防災拠点・避難所については合併処理浄化槽を用いたトイレを整備することも可能にできないかというものでございます。

国交省からは、下水道施設については耐震基準が設けられているので、被災が原因で便所が使用できないといったような事例は発生していない。さらには災害時においては規制も適用除外となるということで、応急に合併処理浄化槽を使用することも可能であるという回答がございました。

これに対しまして当方の考え方ということでございますが、投資コストあるいは防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどういった対策を考えるかは、地域の実情を踏まえてそれぞれの首長が判断すべきことであるという考えのもとに、災害拠点等についてピンポイント的に合併処理浄化槽を設置することも可能としてよいのではないかとということで議論を進めていきたいと思っております。

4番目でございます。既存の住宅につきまして、シェアハウスなど寄宿舎に活用する場合に、建築基準法上の階段の基準を寄宿舎の基準から住宅と同じような基準に緩和できないかというものでございます。

これに対しまして国交省からは、その緩和については技術的検証を進めようということで考えており、一定の要件を満たした階段については基準を緩和できるよう、告示の改正を検討しているという回答がございました。こういうことでございましたので、私どものほうからも具体的に時期の目途を示していただくなど、具体的にその線で進めていただこうと考えております。

次のページ、5番でございます。これは特別養護老人ホームと障害者向けのグループホームを合築することを可能とできないかといったものでございます。これに対しまして厚労省からは、規制の根拠として指摘されている省令の規定は参酌基準であるということであるので、都道府県がそれぞれ地域の実情を踏まえて判断すればよいものであるということで、実際に静岡県や広島県などそういった例もあると承知しているという回

答がございました。

私どもの考え方といたしましては、当該基準につきまして中を見てもみると、やや明確でないところもある。こういった提案が出てくることについても明確でないということが根底にあるのだろうということを踏まえまして、分かりやすく解釈通知を改正して示せないか。また、具体的にそういう条例があるのであれば、そういったものを規定例として都道府県等に周知することが考えられないか。さらにはこの基準を読みますと、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」といったものが混在した形になっており、なかなか識別がつきにくいということもございます。これを分かりやすく改めることも考えられないかということも議論していきたいと考えております。

6番、サテライト型養護老人ホームを設置する場合の本体施設として、同じ養護老人ホームを可能とできないかというものでございます。これに対しまして厚生労働省からは関係団体や自治体等の意見を聴取しながら検討を行い、29年度中には結論を得ることとしたいという回答がございました。

私どもといたしましては、そういった御検討をいただくことは結構なことではございますけれども、この養護老人ホームの場合は本体施設、サテライト型施設で同様の施設であるので具体的な指標は少ないだろうということで、29年度と言わずに28年中に結論を得ることができないかということで話をしていきたいと考えております。また、「従うべき基準」となっているものにつきまして、「参酌すべき基準」に変更するということも検討していただきたいと考えているところでございます。

次は7番でございます。これは2つの事業について、指定小規模多機能型居宅介護の居間と食堂を、別の介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを可能とできないかというものでございます。これに対しましては実際の運用として、機能を十分に発揮する広さを有している場合にまで共有することを認めないという趣旨ではないので、解釈通知について必要な見直しを検討したいということでございました。

私どものほうからは、提案団体によれば、本提案が実現した場合には設計の一部変更も考えているとのことですので、なるべく早いほうがいいということで、平成28年末の閣議決定に間に合うように、具体的な内容を示していただけないかということをお話しているかと思っております。また、先ほど申した話と重複いたしますけれども、規定が分かりにくいことによってこういった要望になっているということがあると思います。そういったことも踏まえて「従うべき基準」、「参酌すべき基準」の区別を分かりやすくするという事も考えられないかということもお話しているかと思っております。

8番でございます。これはほかの自治体で退職した職員を再任用できないかといったものでございます。これに対しまして総務省からは、現在でも任期付職員制度という制度があって、現行制度で対応が可能である。さらにはそういった実例もあるという回答がございました。また、雇用と年金の接続につきましては、従来いろいろと官民を通じ

て議論を進めてきた経緯もあるので、提案のような内容を具体化することでは混乱が予想されるということもあるので、再任用による対応はなかなか難しいということがございました。

私どもからは、全ての地方公務員に対してそういった制度改革を行うことが困難であるならば、地方公務員法に組合に関してはそういうことを可能とするという特例もあるということも参考にして、一定の限定をした場合には退職者を再任用できるような制度を検討することもできるのではないかという議論をしたいと考えております。

その次、9番でございます。これは5ページ、6ページにわたっておりますけれども、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和でございます。この5ページにつきましては園庭の基準でございまして、これは「従うべき基準」になっているものを「参酌すべき基準」に見直せないかということでございます。これに対しましては、園庭は重要な教育的役割を担っているものなので、この要件を緩和するということは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないという回答がございました。

これに対しましては、まず総論的には、回答に言う教育的観点というのは一体どういうものなのか。また、こういった新しい幼保連携型認定こども園については、見直すことも考えてもいいのではないのかということも掲げております。

具体的な園庭の基準については、こういった規制をかけてしまうことによって、かえって認可外保育施設等で教育・保育を受けざるを得ないような層を生んでいるということがあるとするならば、かえって問題ではないかという問題意識を1つ目の○に掲げております。

2つ目の○以降でございますけれども、実際には、教育上必要な園庭の広さは必ずしも明らかではないということもございまして、運用によっても教育に支障が生じないようなやり方も可能なのではないかとということで議論を進めたいと思っております。また、小学校の設置基準におきましては、実際に地域の実態に応じた特別の事情を許容しているということもございまして。

次のページ、幼保連携型認定こども園の設備基準の2つ目でございます。3階以上に設置する保育室には3歳未満の子供しか入れてはいけないというもので、これを何とかできないかというものでございます。回答としましては、3歳以上の園児の保育室等の設置階については、3階以上であるならば園庭がなかなか身近な環境にならないということで、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないということでございました。

これに対しまして私どものほうからは、先ほどと同様にこういった規制をかけることによって認可外施設等で保育を受けざるを得ないような層を生んでいるということは、総合的には問題ではないかということ。それから、実際に3階以上に3歳児未満の子供を置くということは、何かあったときに乳幼児を職員が抱きかかえて避難することにもなりかねないのであり、これはかえって安全とは言い切れないという面もあるのではな

いかということもございます。また、4つ目の○に掲げてございますけれども、施設の要件の具体化やソフト対策等の措置をとることによって、3歳以上に供する保育室等を3階以上に設置することも可能とできないかというような視点で議論を進めていきたいと考えております。

番号10でございます。これは保育短時間制度を見直せないかということでございます。関係府省からの回答といたしましては、区分を統一することについては保護者にとっての選択肢の幅を狭めることになってしまう。さらには保護者が就労実態等に応じて必要な範囲で利用できるということは、子ども・子育て支援新制度の理念であって、その理念に反するので対応が困難であるということでございました。

これに対しまして私どものほうからは、実際に短時間の利用度は極めて低いということ、理念と実態が乖離しているのではないかと。また、この保育必要量の区分の見直しについては、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものであるということで、市町村の裁量を拡大させるという観点からも、こういった議論を進めていくことがいいのではないかと考えているところでございます。

11番でございます。これは施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定権限を都道府県から指定都市、中核市に移譲できないかというものでございます。これに対しましては子ども・子育て会議における議論を経て、今回の提案に対する対応を検討したいという回答がございました。私どもからは、そういった方向で御検討いただけるということであるならば、年末の閣議決定に間に合うように結論を出していただければと申し上げたいと思います。また、子ども・子育て会議で議論をする際には、実際に都道府県が認定を行うことによって認定期間の遅れという支障が出ていることも明確にした上で、御議論いただければと考えているところでございます。

12番は家庭的保育事業等の食事についての議論でございます。これは2点ございまして、1つは民間事業者からも食事を搬入できるようにできないかということ。それから、連携施設の確保を猶予する経過措置を延長できないかということでございます。

まず搬入施設の緩和についての回答では、3歳未満児についてはアレルギー対応に特段の注意が必要ということ、それから、食育の重要性等に鑑みて対応は困難であるということでした。

これに対しましては、家庭的保育事業自体は家庭的保育者の居宅等において行うものであるため、むしろ外部搬入のほうが安全という場合もあるのではないかと。それから、実際に認められております連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件をかけるならば、事業者からの搬入を認めることも可能ではないかと考えているところでございます。

経過措置を延長することに対しては、連携施設を設定すること自体は保育の質の向上の面でも重要な仕組みであり、これを延ばしてしまうことは3歳の壁の問題をより一層深刻化するということもあり、対応は困難ということでございました。これに対しまし

ては連携施設の機能というものを考えた場合、保育内容の補完という機能については自治体の支援等によって対応は可能ではないのかということ。それから、満3歳児以上を受け入れること、そういった機能については市町村の利用調整機能によって補完すれば、指摘があった3歳の壁の問題の懸念も解消されるのではないかと考えているところでございます。

13番は病児保育事業に係る要件の緩和でございます。内容としては、国庫補助を受けて病児保育事業を実施する際の要件につきまして、具体的には児童数の定員が2名以下の場合については看護師1名でもいいではないか。あるいは従来の体制より手厚い人員配置とした上で、ファミリー・サポート・センターの会員の配置でも可能とすることによってできないかということでございます。

これに対しましては、看護師、ファミリー・サポート・センターの会員は保育の専門家とは言えない。この提案にあるような保育士不在の状況を生むような設置要件の緩和は、保育の質の低下を起しかねないということもあり、対応は困難ということでした。

これにつきましては、提案団体によりますと、地方においてはなかなかそういった要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業が実施できない状況にあるということがございました。こういったことも踏まえまして、実際の一般的な保育所等における保育と比較して、それでは病児保育事業等において保育士がどういった役割を求められているのかということを考えて上で、それに足りない部分を看護師、ファミリー・サポート・センターの会員で補っていくことを、施設要件あるいは研修等を行うことによって対応する余地がないか検討できないかということを考えているところでございます。

14番でございます。これは一時預かり事業、病児保育事業の届出提出先、立入検査の権限を都道府県から市町村に移譲できないかというものでございます。これに対しましては、事業規制としての指導監督に当たっては、これまで病児保育事業等を行ってきた専門的な知見の蓄積のある都道府県が適当であり、対応は困難であるという回答がございました。

これに対しましては、実際の事業を行っていく上で、実施要綱上の実施主体は市町村であるので、専門的見地に欠けているということはないのではないかと。さらには2つ目の〇でございますけれども、同じ地域子ども・子育て支援事業である放課後児童健全育成事業については、市町村が同様の権限を有しているもので、全体として届出受理、指導検査の権限を身近な市町村が行うことでよいのではないかとという方向で議論を進めていきたいと思っております。

15番でございます。保育所と放課後児童クラブが併設され、さらに利用児童数が少ないといった場合には、職員の兼務を認め、一体的に運営できるような配置基準が考えられないかということでございます。これに対しましては、延長保育と放課後児童クラブについては目的や制度内容が異なるので、これを一緒にすることは質の低下、運営への

支障をもたらすということで対応は困難という回答でございました。私どもとしましては、過去に保育所で未就学児と放課後児童を対象とする延長保育促進事業を実際に実施していたこともあるので、どのような条件設定であれば合同開催が可能なのかを示せないかということで議論を進めていきたいと思っております。

16番でございます。これは放課後児童支援員の認定資格研修に関するものでございます。2点、内容がございまして、1つは類似の研修等を受けた職員等については、受講科目の一部または全部を免除できないかというような提案でございます。これに対しまして厚生労働省からは、研修の免除をすることは支援員の質の低下につながるおそれがあるので対応は困難、ただし、現に補助員として働いているような人たちの従事年数の取り扱いについては検討の余地があるといったような回答がございました。私どもからは、具体的に考えた場合に、例えば支援員自身が講師要件を満たせるぐらいな経験を持っている場合、あるいは類似の内容を既に受講しているような場合については、免除を考えてもいいのではないかといいことも指摘していきたいと考えております。

もう一点の内容といたしましては、研修の実施主体に指定都市を追加できないかということでありましたが、これに対しましては現在でも委託を受ける形であれば可能であるという回答がございました。私どもからは、別途行っている資質向上研修については、その実施主体は指定都市であるということから見れば、同一の実施主体で資格認定と資質向上を行うということで、切れ目のない研修を実施することが可能になるので、より効果的ではないかということも指摘していこうかと考えております。

17番でございます。これは指定障害児通所支援事業者の指定、業務管理体制の整備に関する権限について、これを都道府県から中核市に移譲できないかということでございます。これに対しましては中核市や中核市市長会の意見等を聞きながら検討を進めていきたいということでございましたので、今年度できるものは速やかに進めていただきたいと話をしていこうかと思っております。

18番は、民生委員とは別の者が児童委員になることができるようにならないかというものでございます。これに対しましては、児童に関する問題は保護者が抱える問題と一体になることが多いので、なかなか困難であるといった回答がございました。これに対しましては、現行制度上も児童委員を重点的に担うことが可能であり、地区担当の民生委員との連携が図られているという現状を見れば、懸念は当たらないのではないかと。また、制定時からの時代の変化や、児童虐待等の専門性が要求される案件に対するニーズもあることを踏まえれば、こういった提案の内容を具体化できないかということで話をしていきたいと思っております。

19番は、国定公園で一定の工作物をつくる場合、例えば高さが50メートル以上あるものについては知事が許可する際に環境大臣協議が必要であるということで、それを不要とできないかというものでございます。これに対しまして環境省からは、協議を不要とする方向性で考えていきたいというようなことがございました。また、50メートル以上

の工作物以外の工事については提案団体の趣旨も不明であるので、それを踏まえて考えたいということでございました。これに対しましては私どものほうで提案団体と話をしたところ、50メートル以上のものだけではなくて、例えば20ヘクタール超の土地の開墾、水面の埋め立てといったようなものについても大規模な開発行為ということで協議を廃止できないかということでございました。

これを踏まえまして、法律上、当該国定行為の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して必要なものを協議しなければいけないことになっておりますものを、例えば国際条約に関する地域として、明確に限定するなど抜本的な見直しを図れないかという方向で議論していきたいと思っております。

20番以降は、マイナンバー関係の提案でございます。

20番につきましては、条例で定める賃貸住宅管理の対象者の収入階層がその準ずる法定事務である公営住宅管理事務の対象者の収入階層と異なる場合について、独自利用事務として情報連携ができないかというものでございます。回答といたしましては、独自利用事務については、法定事務と趣旨目的が合致する場合には情報連携は可能であるとのことでしたので、私どもとしては、どのように整理すれば本件提案を実現できるかについて、個人情報保護委員会、提案団体等の調整を早急に進めていただこうと考えているところでございます。

21番は、幾つかの個別の提案が含まれているところでございます。①高等学校の就学支援金の上乗せ補助事務につきましては、生活保護関係情報、地方税関係情報の情報連携ができないかということ。②の医療費助成については、地方税関係情報の情報連携ができないかということでございました。これに対しましては法定事務に必要なとされる情報の範囲を超えているので、独自利用事務として利用可能な情報の範囲拡大には調整が必要であるという回答がございました。

私どもとしては、関係省に対しては、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、法改正も含めて現在の制度運用の見直しを求めていきたいと考えているところでございます。

22番でございます。これも幾つかの提案が入っています。まず①の特別支援学校への就学奨励事務に関してですが、これに対しては文科省で必要な対応を検討するというところでございましたので、早急に進めていただこうと考えております。

②の社会保障給付等事務に関しては、療育手帳関係情報、外国人生活保護関係情報について情報連携ができないかということでございました。これに対しましては、そういった事務については法律に根拠を持たない事務であるので、情報連携は困難という回答があったところでございます。これに対しましては条例に位置づけることも含め、どういった形であれば情報連携が可能なのかということについての制度改正を関係府省に求めていきたいと考えております。

③の感染症入院患者の自己負担額認定等事務についてでございます。これについては

厚労省で必要な通知改正等を検討するというところでございましたので、早急に検討をお願いしたいと考えております。

この際、あわせまして精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務についての議論がございました。これは地方税関係情報について情報連携するためには、本人にとって行政機関に情報が伝わるのが秘密として保護される位置づけにないことが必要で、そのための要件として本人の申請に基づく等の要件が必要となるが、この事務はそのいずれにも該当しないということで対応が困難という回答があったところでございます。これに対しましては措置入院という事務の特殊性も踏まえて、関係府省において改めて検討を求めていると考えているところでございます。

23番、マイナンバー利用事務の委託を受けたものについて、情報連携の利用が可能となるよう見直しできないかというものでございます。

①につきましては、公益財団法人の場合であります。これについては、一般的に公益財団法人であることのみをもって情報連携の主体とすることは困難との回答がございました。これに対しましては条件をつけて限定的に規定するなど、どのような改正が可能かということで議論を進めていきたいと思っております。

②については委託を受けた指定管理者でございます。指定管理者は法人その他の団体であり、指定管理者というだけでは、法律上明確でないということから慎重に考えざるを得ないという回答がございました。これに対しましても条例の規定の仕方あるいは同様に可能であるとされている管理代行者との違い、そういった観点から関係府省に改めて検討を求めていると考えております。

③は、管理代行者が自治体中間サーバープラットフォームを利用できないかというものでございます。これに対しましては設置主体の地方公共団体情報システム機構の判断によるという回答がございました。これに対しましては、こういった関係であることを自治体向けに明確にしていくよう求めていきたいと考えております。

24番は生活保護の問題でございまして、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合の返還金について、保護費との調整を可能とできないかというものでございます。これに対しましては返還金を保護費とあらかじめ調整することが生活保護の趣旨に反しないか慎重な検討を要するという回答がございました。

これにつきましては、骨太2015等におきまして、生活保護制度全般について関係審議会等において検討し、その検討結果に基づいて必要な措置を講ずることが方針として示されたということがございますので、この点についてもその中で実現に向けて検討できないかということで議論を進めていきたいと考えております。

25番は鳥獣保護区域内で狩猟が禁止されていることに関して、イノシシ・ニホンジカの狩猟を可能とできないかといったものでございます。これに対しまして環境省からは、鳥獣保護区域内では許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等の事業によって被害対策を図ることが基本的な対応であり、対応は困難であるという回答がございました。

これに対しまして私どものほうからは、提案団体の言っていることは、指定管理鳥獣捕獲事業の活用等と並行して特例を設けることによって、土日を中心に活動している狩猟者を可能な限り動員するというものであり、分権の観点から自由な選択の枠組みを認めることが重要なのではないかとといったことを基本に議論を進めていきたいと考えております。

26番は駐車場の出入口設置に係る規制緩和で、道路の曲がり角から5メートル以内の部分に駐車場の出入口をつくってはいけないという規制を緩和できないかというものでございます。これに対しましては、実際に曲がり角については車両の危険な錯綜が発生するおそれ等もあり、なかなか対応は困難であるということでもございました。私どものほうからは、交差点については、例外的に国土交通大臣の認定により設置が可能となっているということもあるので、曲がり角についても同様な形で適用除外の特例が認められるように改められないかということで議論をしていきたいと考えております。

27番は地方公共団体が行う農業共済事業につきまして、1つは家畜共済を任意事業にできないかということ、それから、必置とされております都道府県農業共済保険審査会の必置規制を見直せないかというものでございました。これについて農水省からは、農業災害補償制度については、見直しを行って必要な法制上の措置を講じることとしているので、その中で検討を進めてまいりたいということでもございましたので、年末の私どもの閣議決定におきまして、明確に方向性を示せるように具体的な形でお示しいただきたいということを申したいと思っております。

28番は高額療養費の支給申請手続の問題でもございまして、75歳以上については簡便な形でできるものを、70歳から74歳の対象者についても同様の扱いができないかということでもございます。これに対しまして厚労省からは、幾つか検討しなければいけないことがあるけれども、どのような方法が可能か検討していきたいということでもございました。私どもといたしましても、平成28年の閣議決定に間に合うように結論を出していただくよう進めていきたいと思っております。

29番はマイナンバーの話にまた戻りますけれども、通知カードについては、住所が変わった場合には券面に住所変更を行わないといけないという手続になってございますが、これを不要とできないかというものでございます。これに対しまして総務省からは、なりすましを防ぐため本人確認を行うことになっているものであり、具体的には本人確認を行う際に出生の年月日の記載のない書類を提示する場合には、氏名と住所が通知カードの記載と一致していなければいけないということになるので、その確認のために必要であるといったような回答がございました。

私どもといたしましては、多くの地方公共団体から提案がなされていることを見ても、実際には現場には相当の事務負担があり、また、通知カードの住所変更をなくしても制度運用が可能であるという判断があるのではないかとすることを踏まえまして、本人確認の制度の厳格な運用と職員の負担、住民サービスの低下、住民の負担等を考慮して制

度の見直しを考えられないかということで、議論を進めていきたいと考えております。

30番は砂利採取法に関するものでございます。砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき以外でも、都道府県知事等に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができないかというものであります。これに対しまして経済産業省からは、この法律における災害とは公共の福祉に反すると認められるものを広く指すものであり、支障事例として掲げられているものについても災害に該当するというので、現行法において対応が可能であるという回答がございました。

これに対しまして当方からは、実際そういう趣旨がこの砂利採取法の法文から読み取ることが困難ではないかということ、それから、法制定後50年にわたってそういった解釈が明らかになっていないので、提案事例のような話が出てきたということもある。そういったことも踏まえて災害の定義を法律上、明確に規定すべきではないかといった議論をしていきたいと考えております。

31番でございます。これは年金記録の確認に必要なウインドマシンというものがあるのですけれども、市町村が国民年金全般に関する相談を行う際に、ウインドマシンを活用できないかといったものでございます。これに対しまして厚生労働省からは、既に平成22年度からウインドマシンを年金記録全般の相談について利用範囲を拡大しているので、より一層の周知を図っていきたいということでございました。

ということでありますので、これは具体的に私どもからも実施要領に明記するなどして、平成29年度からスムーズに運用できるよう、周知を図っていただきたいと申し上げていく予定でございます。

以上が新規案件でございます。

22ページ以降は26、27年案件のフォローアップとして専門部会においてヒアリングがなされたものでございます。おおむね方針のとおり作業が進んでおるようでございますので、引き続き内容やスケジュールの具体化を求めていきたいと考えております。

1点、22ページの37番でございます。土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等については、現在、国交省内で検討会で検討中とのことであります。ただ、現時点で検討の方向性が不明であるということでした。方針においては廃止を含めた適切なあり方について検討とされていることもございますので、少なくとも現行制度を改正する必要があるという観点から検討を求めていきたいと考えております。

以上が資料2でございます。

続きまして資料4でございます。これは26年、27年の案件のフォローアップの状況でございます。その中で平成28年もしくは28年度中に結論を得るとされたものをピックアップしたものでございます。

例えば1ページの1番を具体的に申しますと、都道府県の地域森林計画に係る同意協議の廃止につきましては方針のとおり協議を届け出とすることということで法改正を検討中とのことであり、次期通常国会に向けて進捗を確認することになっております。こう

いったように、ほぼいずれも28年中もしくは28年度中に結論を出す、もしくは措置をすることで対応が予定されているということで、いずれも報告を受けているところでございます。中には、12ページの17番、18番、それから18ページの28番については、既に措置済みとなっているものもでございます。

資料4につきましては以上でございます。

駆け足になりまして恐縮でございます。内容といたしまして御説明するのは以上でございます。このほかお手元に参考資料1、2という分厚い資料がございます。これにつきまして参考資料1でございますが、提案に対する各省からの1次回答をまとめたものでございます。参考資料2は、1次回答に対する提案団体からの見解等の一覧ということでございます。いずれも大部なもので恐縮でございますけれども、後ほどお時間があるときにでもご覧いただければと思っております。

御説明といたしましては以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長からは総論的なお話をいただいて、それを受けて事務局からは重点事項にかかわる関係府省からの第1次回答の状況や、再検討の視点及びこれからの方向性等々について御説明をいただいたところでございます。

以上の御説明について御意見や御質問を頂戴したいと思っておりますが、その前に平井議員から地方分権改革の推進に関する全国知事会の提言につきまして御説明をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(平井議員) それでは、資料5でございますけれども、このたび7月に私どもで全国知事会議を福岡県で行いました。そのときに取りまとめさせていただきました地方分権改革についての意見を、この場で座長のお許しを得て御報告を申し上げたいと思っております。

本日、山本大臣、松本副大臣、務台政務官という新しい体制ができて、さらに今もいろいろと提案募集に対する取りまとめをいただきました。本当に神野座長、高橋部会長初め、関係者の皆さんに感謝を申し上げたいと思っております。

大分知事会でも議論をいたしましたけれども、地方分権改革有識者会議で実効性ある措置を出してくださることには非常に評価の声が高かったです。先ほど横田次長から詳細な御説明がございましたけれども、この提案募集での意見を政府内で検討するに当たりまして、分権側から大分詳細な意見を出していただいておりますこともよく分かりました。今までよりも倍ぐらい反論が書いてあるような気がいたしまして、熱意があるなということにも思ったところです。字が大きいだけかもしれませんが、多分、項目も大変詳細で、これまでの経験をさらに上に生かさせていただいているのではないかと思います。

ただ、もう少し大きくくりの地方分権の議論があってもいいのではないかとということもございまして、この資料5を今日、今日提出させていただいたところでございます。

まず(1)として国と地方の役割分担を踏まえた地方税財源の充実・確保。これはま

だ解決され切っていない課題ではないかと思えます。本日、御出席いただいております務台政務官、神野座長もそうでありますが、地方消費税の生みの親というふうに地方団体は感謝をしているところがございます。そのときの理想にありましたように、6対4の支出が歳出ベースで地方はやっているけれども、実際に歳入のほうは逆に4対6という形で国のほうにたくさん入ってきている。また、地方交付税という財源保障の制度が今後どうなるかという心配の声も知事会でも多く出されました。

今回、平成29年度の概算要求が出されていますが、16兆円レベルでの交付税ということであり、臨財債も含めれば20兆というレベルではありますけれども、個別の団体が一億総活躍社会あるいは地方創生という実を上げていく意味で、財源をしっかり保障していただくような制度が必要ではないだろうか。今こういう提案募集の実効性ある措置をとっていただいていますけれども、こういう大きな課題にも今後議論を進めていく必要がもう一度あるのではないかという観点で、この1番に書かせていただきました。

(2)でございますけれども、地域の実情に応じた雇用対策であります。これは一億総活躍社会の一番大切なところは働き方を変えるということ。それから、貧困の連鎖という問題も出てきているわけですが、働く場をどうやって確保するかということでございます。その意味で小早川先生はじめ、この会議でついにハローワークの地方移譲ということを実現していただきまして、地方版ハローワークができました。この資料の6ページにございますが、「新たな雇用対策の仕組みについて」というもう一つの決議を、その福岡での全国知事会議でさせていただいているところであります。実効性ある地方版ハローワークができるように今年度が正念場でございますので、ぜひともお力を頂きたいということでもあります。

その実効性あるものにするための1つは、財政面での課題があります。地方でハローワークをつくるわけではありますが、これは今、雇用保険特会で賄っている国のハローワークと全く同じように就職あっせんをする、マッチングをするものであります。ですから本来は労使双方の御協力も得ながら、こういう地方版ハローワークもやっていくという意味で、雇用保険特会の活用ということも人件費を含めてあるのではないだろうか。もし仮にそれができないというのであれば、地方の事務に完全にするのであれば、地方財政対策上、そうした地方版ハローワークでの遂行ができるように、地方財政計画や交付税上の措置がなされてしかるべきであります。またこのところが見通しが見えないところでもあります。

現在、厚労省のほうで特別の事業というものをモデル的に今回の経済対策ないし29年度の予算の中で見せ始めてくださってはいるのですが、その細部をこれから詰めていくとは思いますが、こうしたこともよく御配慮いただきたいということがあります。

また、ハローワークにおいて大切なのは、しっかりとした求人情報でございます。この求人情報の詳細あるいはそれぞれの会社の特性等々、厚労省で持っておられる情報と地方側で持っている情報と共有する、その仕掛けが必要であります。この辺はなかな

か従来のいろいろな建前論もあるわけですが、ぜひ務台政務官初め、政務でもお力添えをいただきまして、実効性ある地方版のハローワークがスタートできるように対処していただければと思います。

次に、もとに戻っていただくと2ページ目のところの(3)提案募集方式ということですが、また後ほどこれについては申し上げたいと思います。

(4)も同様のことかなと思います。

(5)以降、従来から「義務付け・枠付け」がございませけれども、「従うべき基準」というのはやはり多用されているわけですが、この辺もまたもう一度見直してみる必要があるのではないかと思います。後ほどまた提案募集との関連で申し上げたいと思います。

国と地方の協議の場をもっと積極的につくれないだろうか。例えば税財源対策等で分科会を開いて地方財政計画や知財対策をつくるときに、その際にまた国と地方の協議を、専門的な部局同士も含めてやるとか、そういうことができないだろうか。

また、3にございますように、なお一層、事務・権限の移譲が進むような対策をお願いしたい。こうしたことを全国知事会で議論させていただきましたので、御提出申し上げる次第でございます。

あわせて、会長の強い指示もございまして、みんなで議論をさせていただきまして、この秋以降、もう一度知事会なりに分権の本質的議論としてどのような要素がこれからクローズアップされなければならないか。これは自分たちでも学者の皆さんも交えながら研究してみようということになりました。また随時神野座長初め、この会議の皆様にもその経過を御報告申し上げたいと思いますが、そうした観点でもっと実効性のある地方分権改革が進むようお願いを申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

全国知事会の提言につきまして御説明いただいたわけですが、もしもよろしければ口火を切っていただくというか、今年度の提案募集方式についての御説明について口火を切っていただく意味で、御意見を頂戴しても構いません。

(平井議員) 資料3-1に知事会の今回の提案募集の意見を出させていただきました。なお、資料3-2や資料3-3として市長会や町村会の意見もございます。あわせて御参照いただければと思います。

まず資料3-1の1ページにございますように、義務付け・枠付けの見直しの提案について、なお一層御配慮をお願い申し上げたいということでもあります。

これについては2ページをご覧くださいますと、ここに累次の分権一括法との関連について話がございまして、3ページに具体的に書いてあるわけでもあります。先ほど横田次長からこのうちの一部、詳細なお話がございましたけれども、小規模多機能型居宅介護の話、先ほどこれは別の観点かもしれませんが、あるいはサテライト型の話もありまして、前向きにいろいろと考えていただいているようではありますが、これは実は平成20

年の地方分権推進委員会、小早川先生も参画をしていただいてやっていた委員会の勧告の中で、この辺も本来、見直し対象として入っていたものでございます。ぜひこの会議で御英断をいただければと思います。

また、その分権推進委員会では必ずしも明記はされていませんでしたけれども、同じようなこととして、先ほどの都市公園内の施設設置等もございまして、この辺も見直しに含めていただきたいということでもあります。

次の4ページでございますが、7月の全国知事会議でも相当議論があったのですが、いわゆる「空飛ぶ補助金」と地方団体側が呼んでいるものでございまして、例えば経産省関係のさまざまな補助制度や規制制度などがございまして、従来は結構都道府県に権限があったものでありますが、分権改革の後、これの全てというか、かなりの部分が経産局に、地方のブロック機関のほうに動いてしまったのです。そうすると商店街のいろいろな仕事の関係だとか、どちらかという地元密着のものなのですが、鳥取で言えばわざわざ広島まで行かなければいけない。そういうことになっていまして、実効性ある対策がやりづらいということになっています。この辺もぜひもう一度仕組みを変えていただく。その辺を御検討いただきたいということで、数々この関係の提案も出ておりますので、御配慮いただけないかということでもあります。

5ページにございますが、事務区分、並行権限、義務付け・枠付け等々、従来設定していただいたメルクマールをもう一度基本を考えながらやっていただきたいということですか、あるいは報告徴収などの権限だけ来ても、実際の許認可等の権限がなければ報告徴収を受けてもしょうがないということになります。そうしたことなどの不整合を正すとか、いろいろと今後も善処していただきたいことがありますので、また逐一御検討を賜ればありがたいと思います。

このたび各省庁と提案募集検討専門部会との議論に提案者である地方自治体も傍聴を許されるなど、いろいろと御改善もいただいておりました大変にありがたく存じます。なお一層その辺を進めていただきたいと思います。

市町村の分も含めまして、先ほど電話帳ぐらい厚いいろいろな事項が出てきております。務台政務官の御地元、信濃の国の小林一茶のあの有名な句がありますが、「やれ打つな 蠅が手をすり 足をする」でございまして、私どもそうした思いを酌んでいただきまして、ぺんぺんとやるのではなく、またよくお酌み取りいただければありがたいなと思います。

そうした中で、日本の国も地方分権の中から新しい道筋が見えてくると考えますので、よろしく願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

では戸田議員からお願いします。

(戸田議員) 私からも2点お話を申し上げたいと思います。

まず前回の会議から2カ月経過したわけでございますけれども、この間、高橋先生初

め、各先生方8月に6回と聞いておりますが、第1次回答について集中的なヒアリングを実施いただき本当にありがたいと思っております。

そのような中で7番であります。指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和という、この部分でありますけれども、北海道の島牧村という小さな村が提案をされてございます。その背景であります、交流スペースを共有したいということでありました。18年の厚労省の通知におきまして、共用することは認められないとされていたということが背景にあったようでございます。しかしながら、厚労省からの第1次回答によりますと、基準省令第67条で専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならないとされているものの、これに続くただし書きでは、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではないとされております。

今回の厚労省の回答によりまして、提案団体の意向が今回の提案の有無にかかわらず、従来から認められているという形が判明したのかなと思っております。しかし、通知を読ませていただきますと、いかにも役所的ということでありまして、その通知を受け取った団体側が簡単に理解できないような形で記載がされている。これが原因なのかなと思います。

先ほども書き方を改めるべきではないかということでの今からの検討ということでございますけれども、明確に、そして分かりやすいという形での書き方にさせていただければありがたいとまず思うところでございます。この部分については感謝を申し上げます。

2点目でありますけれども、これは13番であります。病児保育事業における要件の緩和につきまして、実は私の町は中山間の町でありますけれども、兵庫県で唯一病児保育ができています町でございます。その観点から補足の意味でお話を申し上げたいと思いません。

資料をお配りさせていただきました現状と課題という部分につきましては、後ほどお読みをいただきたいと思いません。

5ページ、現状でありますけれども、看護師と概ね10人に1人の配置、さらに加えて保育士、概ね3人に1人ということになってございます。これでは中山間の町はとて病児保育を実施することはできません。大きな町はできるでしょうけれども、とても田舎の町ではできません。そういう中でその支障事例のところに赤で書かせていただいておりますが、利用児童が2名以下でも看護師と保育士それぞれ1名の配置が必要というこの部分でありますけれども、提案内容とさせていただきますが、保育士の配置は不要とし、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和していただきたいということ強く求めたいと思いません。

兵庫県におきましては、実は診療所型小規模病児保育事業というものをやっております、いわゆる配置の基準を緩和いただきました。そのことによって私のところの町は

病児保育ができたということでございます。兵庫県の地図をつけております。ご覧をいただきますと、空白のところできておりません。空白のところはほとんどが小さな町であります。兵庫県町村会は12町ありますけれども、そのうちの10町で病児保育ができていない。市は29のうち、6市ができていない。こんな状況でございます。要件の緩和によりまして、この6市10町が設置可能になると思うところでございます。

次のページをご覧いただきたいと思っております。診療所型の小規模児童保育事業、兵庫県単独事業でありますけれども、国の国庫補助事業との違いの部分、黄色で示させていただいております。先ほど申し上げましたように、国庫の補助の場合は看護師、保育士合わせての要件になってございます。それを兵庫の場合は看護師と保育士いずれか1名以上という形に変えた。このことによって病児保育が田舎で可能になった。そのようなことでございます。

8ページが、私のところの診療所型小規模病児保育施設についての実態でございます。利用は、4月から実施をしたところでそんなに多くはございません。まだ利用実績は14名ということでありまして、これは秋から冬にかけてインフルエンザ、風邪等の急増が予想されるという状況でございます。配置の体制は以下のとおりでございます。

その次のページをおめぐりいただきたいと思っております。これが小規模型の保育施設の図面でございます。窓を設けることによって、診療施設から子供の状態が分かるということにしております。

そして最後、毎日新聞の記事でありますけれども、こういった6カ月から10歳の子供を対象とした病児保育ができたということが記載されたところでございます。

繰り返して申し上げますけれども、利用児童数が定員2名以下の場合には保育士の設置は不要とし、看護師等1名の配置で対象となるよう要件の緩和を求めていただきたいと思います。そして、そのことによって病児、病後児も含めてですけれども、保育施設の空白地が解消できると強く思います。そして、中山間地でのそういった病児・病後児の保育事業が可能となるということでありますので、ぜひこの部分を強くしていただきたい。このことをお願い申し上げたいと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、平井議員から御説明をいただいた件を含めてでも構いませんので、委員の皆様方から今年度の提案募集方式の進め方等々につきまして、御質問や御議論があれば頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

谷口議員から口火を切っていただけますか。

(谷口議員) 慶應義塾大学の谷口でございます。

今日はたくさんの資料に基づき御説明をいただきまして、これまでこの検討部会でたくさんのことが議論されて、また、関係府省の皆様方、そして各委員の皆様方が真摯に詳細な議論を展開してくださったことが非常によく分かりまして、本当に深く感謝する

次第です。

先ほど重点事項にかかわる関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点の資料についての御説明を伺って大変勉強になったのですが、例えば幾つかの面については、既に現在の枠付けの中で、ルールの中で対応可能であるというお返事もあったかと思えます。ただし、それについて提案募集検討専門部会からの視点として、だけれども、その法文の書きぶりからそのことは読み取れないかもしれない。何十年にもわたってそういった書き方がなされていることについて、自治体のほうからはそれが可能であることが読み取れないから、その書き方を変えるべきであるという御提案が結構ありましたので、これは非常に重要な観点かと思いました。これは関係府省から言っても、自治体から言ってもできることということですので、ぜひ文章が分かりやすくなることによって、より多くの自治体がその問題に対応できるようになるのではないかと思っ、非常に明るい点ではないかと思いました。

また、関係府省からも前向きな検討姿勢が示されている幾つかの事例がありまして、これについては検討専門部会から、では検討はいつまでしてくださるでしょうか。スケジュールや日程を示してほしいという御意見もたくさんありましたので、これもたくさんのお仕事でお忙しいと思うのですが、ぜひスピード感を出してスケジュールを組んでいただいて検討を進めていただきたいと思いました。

先ほど平井知事、また、今、病後児保育の御説明をいただきまして、大変勉強になりました。こうした個々の部分と大きなお話と両方の面があるかと思えます。検討部会のお話ですと、一つ一つを詳細に検討していくという面がまた重要かと思えますが、同時に大きな枠付けと言うのでしょうか、視点での議論をもう一度我々もやっていくべきだということを勉強させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございました。

皆様ご覧いただいているように、大変お忙しい中を山本大臣が万障繰り合わせて御臨席いただいております。

では引き続きお願いします。

(市川議員) 本当に検討専門部会で非常に丁寧な対応をしていただいていると感じております。

今、谷口議員からもお話がありましたとおり、通知文書とか文書の中身が非常に分かりにくいというのが多いというのが今回非常に感じております。やはり明確にできるものはできる、できないものはできない。するためにはどうしたらいいかということに関係各省は明確にさせていただきたいと感じます。特に状況が以前と社会がどんどん変わってきておりますので、変化していることに対してどのように変わっていくべきかという観点で、それぞれのテーマについて各省庁との話を進めていただきたいと思います。

例えば園庭の話あるいは3階以上に3歳以上の園児は置けないという議論がありま

すけれども、そもそもそれはなぜなのか。園庭というものの教育的意味は何なのかということをお聞きされていますが、子供が野外で体験をするというその目的に対して園庭の持つ意味が何なのかとか、求めているものを深掘りして現在の社会情勢あるいは各自治体の置かれている状況に照らし合わせて新たな解決策がないかということをお考えしていく。そういう視点で議論を進めていただきたいと思います。

(神野座長) そうですね。小目的では対立していても、大目的を考えるとそう対立するような事項でもない場合が多いわけです。

(市川議員) まさしくそうだと思います。

(後藤議員) 私も提案募集検討専門部会のきめ細やかな御努力に感謝申し上げたいと思います。今日、いろいろな御説明をいただきましたが、この提案募集というのは正に時代を映す鏡だなと思いました。内容がシェアハウス、認定こども園、鳥獣駆除、マイナンバーなど、本当に今、国民が困っている話題が全てここにぎっしり詰まっていて、それに対してみなさんが身の丈の努力で対応しようという社会の機運が感じられて、非常に私自身も頼もしく思うと同時に勉強になりました。

これまでも国が音頭をとって地方分権は今こういうところまで進んでいますよ、というように、イベントなどを通じて国民に向けてのPRをしてきたわけですが、もうそろそろ、今度は、自治体が県民、市民に向けて今こういう分権をやっているんだ。それが独自の工夫で今こういう取り組みをしている。

そのようなメッセージを一段階市民の目線に近づけて、地方分権改革の成果のPRの方法を考えても良い時代になってきていると理解しました。

それから、平井知事から提出された資料では、地方税財源の問題が提示されました。これは非常に大きな問題でありまして、今後どういう議論をこれから詰めていくのか。まずは大きな枠組みの議論から始める必要があるのかなと思いました。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

勢一議員、お願いします。

(勢一議員) 私も今年度も提案募集検討部会に加えていただいております。議論させていただいております。既に何点か御指摘がありましたけれども、省令等の規定が非常に分かりにくい。分権の視点から眺めるとどれができることで、どれができないことなのか。どういう基準になっているのかというのが読み取りにくい。現場の職員の方々の御苦労を実感した次第です。

一緒に検討の中で基準を見ていて、確かに「従うべき基準」と「参酌基準」が混在しているような法令の規定が残っている。これはこれまでの分権の発展過程という意味では経緯が分かるのですけれども、分権標準の法体系への構造改革というのは、これから地道にやっていかなければいけないのだろうと実感しました。

また、今年度につきましてはマイナンバーにかかわる提案が多数ございました。全て

が地方分権の議論にとどまらないところがこの分野は非常に難しいと思っております、今後マイナンバーの仕組みが使われていくに当たって、どのような形で地方が恩恵を住民のために使うことができるのか。こういうところも新たな視点として検討が必要なのではないかと思った次第です。

とりあえず以上でございます。

(神野座長) 既に御努力いただいている部会の構成員の皆様方から、何か御発言はございますか。

(大橋構成員) 今年度は福祉とかそういう分野の要請が非常に多くて、感じますことは、基準が非常に詳細で多いということです。その基準が今お話に出ているように明確性を欠いていて、混沌としている。自治をめぐる今までの議論は、基準を明確にして、その基準の先には自治体の自由な余地があるということを前提に、創造性を期待するというをやってきた。けれども、その生命線の基準が見えにくいということが、実際には一個一個の提案の背後にあるということを感じましたので、そこはきちんとやるのが大事かなということを思いました。これは1点目です。

もう一つは、自治体間で必ずしも足並みがそろわない状況が出てきているということです。例えば、保育所の園庭基準を見ますと、世田谷区のようにある程度国の基準よりも上を目指しているところがあって、美濃部都政以来そういう伝統や蓄積があるような自治体と、同じ東京23区でも、地価とか施設とか置かれている状況によって、国の基準はとても守れないところも見られる。そこでは、園庭基準があるがために、認可外の施設に押し寄せてしまったり、逆に子供の保育には適さないようなところに立地せざるを得ないようなところに追い込まれている。このように、同じ自治体でも基準についての前提条件が違うということがあって、このように足並みがそろわないというところを一步進めていくためには、「参酌基準」というものの活用とか、手挙げ方式というものによって克服していく必要がある。ともかく自治体が今ある需要に応じて現状よりも一步先に進もうとしたときには、制度はそれを妨げないというようなことができる仕組みを整備していくことが大事なのかなということが、今年の提案では特に感じている。以上、2点報告です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかの構成員もどうぞ御遠慮なく。野村構成員、どうぞ。

(野村構成員) 今回初めてでしたので非常に興味深く議論にも参加させていただきましたが、冒頭、谷口議員から御指摘のあった、法令等の条文の文言から読みにくいものだけでも、実は認められているというような案件について、一見、各省庁と自治体の方向性が同じように見えるものもあるのですが、例えば資料2の2番のようなもの。これは都市公園の「教養施設」について、実は文部科学省「社会教育関連施設」は読み取れるのですけれども、児童館のような厚生労働省所管の「児童福祉関係施設」が読み取れないというものがあるが実際はつくれるというお話だったのですけれども、それでは法令

改正に至るのかという話になったときに、これはできるから問題はないということで各省庁は安心されていて、回答のニュアンスとして、法文改正までいかないのではないだろうかという危惧を少し抱いています。地方分権の観点からは分かりやすさということが多分、非常に不可欠だと思うのですけれども、一見、方向性が同じものであるにしても、自治体の現場で容易に判断できるよう真摯に取り組んでいくという姿勢が非常に大事かなと思いました。

それから、子育て関係のものとして保育の質であるとか保育の理念によって、それは難しいという御回答が幾つかあったと思うのですけれども、なかなか共通理解があるところではいいのですけれども、ここの部会のところではなかなかそういう共通理解がない。それだけを言われてもこちらとしても理解しがたい部分があるので、保育の質等の中身と、できない理由について、きちんと各省庁には説明していただいて、その後の共通理解の下、より良い地方分権の方向に進めればいいなと感じているところです。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、手短かにお願いできますか。

(小早川座長代理) 今、進んでいる提案募集に関する検討は、ことしの分はこれからしっかりと着実にやっていかなければならないと思っています。

それより少し広がる話なのですが、今後の物の考え方として、勢一議員が分権標準的な法体系とおっしゃったのが非常に象徴的だと思うのです。今までも出ていますように、例えば「参酌基準」その他の、国の定める基準の取扱いに関して問題がある。国が定めるものではあっても、地方側が主体的に操作し運用していくことができるように、それをしやすいような全体の法体系にしていくということが必要ではないか。

今日、市長会はおいでになっていないのですけれども、今日の資料に出ています全国市長会の意見を部会で拝見したときに非常に示唆的であると感じました。「参酌基準」化は非常に重要であるが、ただ、市長会全体としては、保育の質を下げないように慎重な運用が必要とされている、というようなことがたくさん書かれていまして、そこは自治体の正直なところかと思うのですけれども、その辺はむしろ、自治体のほうもしっかり「参酌基準」に向き合って、それをどう使うかということこれから考えていただきたい。国のほうは、自治体に一定程度任せたわけですから、自治体が責任を持って引き受けてやっていきやすいように仕組みをつくっていただきたいと思いました。

(神野座長) 何か一言あれば。

(平井議員) 山本大臣にお出ましをいただきました。地方団体として心から御期待を申し上げ、エールを送らせていただきたいと思います。ぜひ地方分権を進めいただき、それが地方創生と車の両輪でどンドンと響き合うことになると思います。山本大臣ならそれができると信じておりますし、この有識者会議、先ほど来、例えば園庭の問題であるとか、あるいは病後児保育の問題であるとか、国の考え方を変えていただければ地方自

治体でどんどんやりますよ、そういう提案が出てきています。それを酌み取りいただきまして、各省間でややこしい問題がいろいろありますけれども、さばいていただけるとありがたいと思います。

マイナンバーも使いようによってはできるのですが、内閣府が言うことと、総務省が言うことと、厚労省が言うこと、それぞればらばらなわけです。誰かが分権の観点で仕切っていただくということであれば、どんどん便利な世界になるということだと思えます。

「飴して 山ほととぎす ほしいまま」小倉におられた杉田久女の詩でございます。小さな鳥ですけども、それが鳴くことで、まるで谷全体がそれに支配されるかのようになる。地方分権の素晴らしさはそういうところにあると思うのです。良い政策をやっている地方自治体がどんどん出てくることで日本全体が良くなる。それを私たちとしては念願をしているわけでありませう。

今回、分権の中で財源の問題等々これからややこしいのは、正直申し上げて消費税引き上げが先送りになりました。その中でどうやって地方創生の財源だとか、地方自治体が思い切った仕事ができるようになるか、この辺を心配しているところもありまして、山本大臣の力にぜひおすがりしたいところでございませう。

閣僚名簿を見て大変にびっくりしました。山本大臣が3人もおられる。これは山本内閣ではないかと思ひました。その中でも地方創生には山本幸三大臣が来られた。国と地方の構造を変える。これこそ山本大臣のお仕事ではないかと思ひます。私ども精いっぱい努力してまいりますので、お力をいただきたいと思ひます。ありがとうございました。(神野座長) それでは、最後に私のほうでまとめさせていただくことを後ほどさせていただきます。大臣に締めくくりに御挨拶を頂戴したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(山本内閣府特命担当大臣) この度、地方分権改革を担当する内閣府特命担当大臣を拝命した山本幸三でございませう。

皆様におかれては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。特に提案募集検討専門部会においては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論いただいていると承知しており、重ねて御礼申し上げます。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について活発な御審議をいただき、感謝申し上げます。地方からの提案については、7月の閣僚懇談会において、各大臣に対し、提案の最大限の実現に向け、地方側からの提案を自ら御確認いただき、検討に当たって強力なリーダーシップを発揮するようお願いしたところでございませう。本日の御議論を踏まえて、関係府省への再検討要請を行い、また、部会での御審議もいただきながら、地方からの提案の最大限の実現に向けて調整を加速化させてまいりたいと思ひます。

いよいよ後半戦となってまいりましたので、各議員、構成員におかれては、引き続き地方分権改革の推進に向けてよろしくお願い申し上げます。

また、平井知事からいただきましたことを踏まえてしっかり頑張ってまいります。よろしく申し上げます。

(神野座長) 大臣、どうもありがとうございました。

大臣は御公務がございまして、どうもありがとうございました。

(山本内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、戻らせていただきますが、平井議員にお話をお伺いした後、中絶しておりましたので、もしも構成員で御発言がない野口構成員、ありましたらどうぞ。

(野口構成員) 本日は一貫して基準の読み方、法理解釈の難しさという話がありました。私も5番とか30番の議論はすごく印象に残っておりまして、現行制度でもできるということと、現行制度が非常に分かりにくい状態になっているということの大きな開きを感じておりました。ここは改善をしていかなければならないというところだと思えます。

もう一点は、先ほどの後藤議員から、分権というのは時代を映す鏡だというお話がございました。大橋先生からのお話にもありましたけれども、今年は、子供とか子育てに関する分野の議論が非常に多くあったという印象です。野村先生という新しい構成員のパワーが入り、なおかつ、ことし有識者の方からのヒアリングの機会をいただきまして、検討会として勉強する機会をいただけたということを高橋部会長、事務方の皆様の御配慮でそういう機会をいただけたということ大変幸せに感じておりますし、それが非常にこの部会の議論に大きく進展をもたらしたかなと思っております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほかいかがでございましょうか。どうぞ。

(小早川座長代理) 平井議員からの御紹介のありました知事会のペーパーについてですが、提案募集検討の作業というのは定着してきていて、これからも続けていくのだろうと思いますが、地方分権の今後の在り方、そろそろ、あと何をすべきなのかということ、を少し考える時期かなと思っております。先ほど話を伺って、これはいろいろあるなと思った次第です。差し当たり、国の直接執行事務のあり方についても取り上げてはどうかということが書かれていますが、どのような具体的なケースを念頭に置いてこういう議論がされているのかなと思いついて伺っておりました。これから少しこの会議も議論を広げてやっていく時期かなという気持ちでおります。

(神野座長) 今時点で平井議員、何かコメントいただくことがあれば。

(平井議員) 先ほどのものは結局、分権改革の中で地方がやるよりも国がやりたいとして、国のほうに寄せてしまった仕事があります。農林関係とか、あるいは産業関係とかです。それがかえって現場から遠くなっているのではないかとということで、例え

ば商店街の話であれば、まちづくりと一体性がありますので、本来は地方の現場のほうに権限があったほうが、そのほかの例えば道路の問題だとか、あるいは福利厚生的な話だとか、にぎわいづくりとかいろいろなことが絡んでくるわけではありますが、わざわざブロックに1つしかない地方機関のほうに出向かなければ話が通らなくなってしまう。それがかえって産業政策自体にも停滞感をもたらすことにもなり得るわけでありまして、そうしたもう一度、国執行事務にするのがいいのか、あるいは地方が持つのがいいのか、その辺は再検討が必要なものもあるのではないのでしょうかという問題提起でした。

小早川先生のほうでもお話をいただきましたので、今後頭に入れていただけるとありがたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかいかがでございましょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

本日の第1番目の議題につきましては、ほぼ現在、高橋部会長からも御説明いただきましたように、部会のほうで進めていらっしゃる方向性でほぼ御異論がなかったと了解して、むしろ背中を押すように、もっと進めるようにという御意見が多かったように思います。

また、中長期的な意味での課題も多く出されたわけでございますけれども、当面の進め方については、御異論なく御承知おきいただけたと理解をいたしております。

そうなりますと大変心苦しいのですが、今後も提案募集検討専門部会の構成員の皆さん方には一層奮励して、さらなる調査審議をお願いすることになりますので、伏してお願いを申し上げる次第でございます。

さらに政府におかれましても、地方からの提案の最大限の実現に向けて各府省、地方側とのさらなる調整をお願いしたいと思います。

第1の議題につきましてはそうさせていただくことにしまして、2番目といたしますか、その他というものがございました。先ほど来、少し中長期的に物事を考えて幅広く間口を広げたほうがいいのかという御議論がございましたが、この点はまた検討を重ねさせていただくことにさせていただいて、ほか何かございますか。どうぞ。

(市川議員) その他ということで、実際に地方自治を進めていく上で大切なのは基礎自治体であるわけですが、基礎自治体の規模、人員も含めて体制にかなりばらつきがあるというところがあって、それを補完する形で今いろいろ広域連携ですとか、いろいろな新しい形が生まれてきていると思いますけれども、今のこういう枠組みでは連携に対して各省庁なりにこういう法令等がきちんと対応できるのかどうかという点です。どうしても今の自治体の区分での枠組みで物事を進めるようになっていきますので、その辺のところはこれからの提案の中で広域連携における権限規定ですとか、あるいは意思決定の仕組みですとか、そういうものをもう少し議論を進めていく時期に来ているのではないかと感じています。

(神野座長) ありがとうございます。

この点、ここで議論をどう進めるかということは、主として行政区画及び御指摘の広域連携とか一部事務組合等々のあり方は、所管としては地方制度調査会等々で議論しということになっておりますので、問題ごとにどうしても取り上げられなければならないということであれば、少し右左調整しながら取り上げさせていただければと思います。ほかいかがでございましょうか。どうぞ。

(小早川座長代理) 今の点に関連してひと言。座長おっしゃるとおりだと思いますけれども、先ほどの一覧表の中で、公務員の再任用の件なども、ある意味、広域連携といえますか、自治体連携をやっていて、その連携に乗っかっている人を、うちではもっと続けて使いたいのだが、という話です。個別にそういうケースが出てくるわけですが、そのときに、国の制度が冷たくて、それは無理ですよという、そのような話が案外あるのではないか。その意味では、提案募集検討の枠内でもいろいろ問題にはなるだろう。もちろん、根っこは、そういう連携そのものの仕組みをさらによくしていくことだと思いますけれども、そういうことはあるのではないか。前回、私がちょっとフライングで申しました、広域連合の場合のふるさと納税の件なんかも多少そういうところがあるのかなという気がしています。

(神野座長) いずれにしても、ジグソーパズルの一片だけ議論をしていては問題は解決しないで、その周りの諸制度を見直さなければいけないというような場合には、その都度ちょっと詰め方を考えさせていただければ。税財政等々の話もでございますので、その都度で対応させていただき、非常に根本的に少し間口を拡大するようなことにいかざるを得ないときにも調整をした上で議論をしていただければと思っておりますので、そう進めさせていただければと思っております。

ほかいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、ちょうど時間でもございますので、これにて今回の会議は終了させていただきたいと思っております。最後まで御熱心に、また、生産的に御議論を頂戴したこと、深く感謝を申し上げます。

また、最後まで務台政務官には御臨席いただきまして、どうもありがとうございました。何かございますか。

(務台内閣府大臣政務官) ありがとうございました。これまでは分権やれと言うほうだったのですけれども、今度は受けて咀嚼するほうなので、しっかりやらせていただきます。

(神野座長) それでは、これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。